

とちぎ高校生地域定着活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 とちぎ高校生地域定着活動支援事業（以下「本事業」という。）は、高校生等が市町と連携して行う地域の抱える課題解決に向けた取組に対して支援することで、高校生等の将来の地域定着を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における「高校生等」とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該市町に居住する高校生及び若者
- (2) 当該市町内の高等学校に通学する高校生
- (3) 当該市町内の高等学校に通学する高校生を中心とした団体

(事業の実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、市町（ただし、とちぎ高校生地域定着促進モデル事業実施要綱（令和2（2020）年5月25日付地振第45号）に基づく事業実施市町を除く。）とする。

(事業内容)

第4条 本事業において、市町は、以下の事業を行うものとする。

- (1) 地域の抱える課題に関する検討テーマに基づき、概ね年間を通して高校生等が体験、座学、意見交換などの地域における活動を実施する事業
- (2) 前号の事業を実施するため、高校生等に対して周知や募集を実施する事業

(事業期間)

第5条 本事業の事業期間は、令和7（2025）年度までとする。

2 1取組当たりの事業期間は最大3年とする。

(事業への支援)

第6条 本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、予算の範囲内において、別に定めるところにより、とちぎ高校生地域定着活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を、市町に交付するものとする。

(補助対象経費)

第7条 本事業において、交付対象となる経費は別表に掲げるものとする。

(事業計画書の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする市町長は、とちぎ高校生地域定着活動支援事業計画書(別記様式)を策定し、知事が別に定める日までに提出するものとする。

(事業実施に当たっての留意)

第9条 知事は、市町長に対し、事業の実施状況及び経理処理状況について、必要な調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年4月3日から実施する。

別表(第7条関係)

経費区分	内 容
報 償 費	指導または助言を得るためのコーディネーター等に対する謝金
旅 費	指導または助言を得るためのコーディネーター等の招へいや、地域づくり先進事例の視察等に係る旅費(ただし、市町職員の旅費は除く。)
委 託 料	業務委託(ただし、事業の全てを第三者に委託するものは除く。)
諸 経 費	消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料等、高校生等が行う地域活動に必要な経費として知事が認めた経費
備 考	次に掲げるものに該当する経費は、補助対象とならない ・高校生等が行う地域活動に直接必要とは認められない経費 ・市町長自らが負担すべき経常的な経費 ・人件費 ・備品購入費 ・負担金、補助金及び交付金(ただし、イベントへの出展に要する負担金は除く)